

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1223

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p><b>第3条</b> 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める機関は、障害福祉課、女性相談センター、吉原林間学園、三方原学園、<u>発達障害者支援センター</u>又は磐田学園とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨床等業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条第2項の人事委員会規則で定める額は、1日につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。</p>			<p>(社会福祉業務手当)</p> <p><b>第3条</b> 条例第5条第1項の人事委員会規則で定める機関は、障害福祉課、女性相談センター、吉原林間学園、三方原学園又は磐田学園とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨床等業務手当)</p> <p><b>第4条</b> 条例第6条第2項の人事委員会規則で定める額は、1日につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。</p>		
職員の区分		手当額	職員の区分		手当額
医師及び歯科医師	保健所、 <u>発達障害者支援センター</u> 又は精神保健福祉センターに勤務する職員	(略)	医師及び歯科医師	保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
<p>(防疫等作業手当)</p> <p><b>第5条</b> 条例第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、<u>豚コレラ</u>とする。</p> <p>2 条例第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める作業は、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は<u>豚コレラ</u>のまん延を</p>			<p>(防疫等作業手当)</p> <p><b>第5条</b> 条例第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める家畜伝染病は、<u>豚熱</u>とする。</p> <p>2 条例第7条第2項第2号の人事委員会規則で定める作業は、口蹄疫のまん延を防止ために行う牛のと殺又は<u>豚熱</u>のまん延を防止</p>		

防止するために行う豚のと殺の作業とする。

するために行う豚のと殺の作業とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正は、令和2年4月1日から施行する。